

議員提出第 6 号議案

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び足立区議会会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出する。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

提 出 者

足立区議会議員	工 藤	て つ や
同	た が た	直 昭
同	へ ん み	圭 二
同	ぬ か が	和 子
同	長 井	まさのり
同	は た の	昭 彦
同	伊 藤	のぶゆき
同	土 屋	の り こ
同	石 毛	かずあき
同	くじらい	実
同	中 島	こういちろう
同	岡 田	将 和

足立区議会議長 た だ 太 郎 様

(提案理由)

議員が長期にわたり本会議及び委員会を欠席した場合の報酬の減額について規定を整備する必要があるので、この条例案を提出する。

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年
足立区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（議員報酬の減額）

第2条の2 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が連続して1年
を超えて本会議及び委員会（以下「会議」という。）を欠席したとき
は、前条の規定にかかわらず、議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の額は、別表に定める
議員報酬月額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた
額とする。

3 第1項の規定による議員報酬の減額の期間は、最初に会議を欠席し
た日から起算して1年を超える日の属する月の翌月（その日が月の初
日であるときは、その日の属する月）から会議への出席を再開した日
の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前
月）まで（第9条において「議員報酬減額期間」という。）とする。

第8条第1項中「本条において」を削り、「離職」を「離職し、」に
改める。

第8条の次に次の2条を加える。

（期末手当の減額）

第9条 議員報酬減額期間内に基準日（前条第1項後段に規定する者に
あつては、離職又は死亡の日）がある場合の当該基準日に係る期末手
当の額は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同条第2項及
び第3項の規定により算出した期末手当の額から、その額に100分
の50を乗じて得た額を減じた額とする。

（適用除外）

第10条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が次の各号のい

れかに掲げる事由により会議を欠席した場合は、第2条の2及び前条の規定は、適用しない。

(1) 産前産後の休業

(2) 病院又は診療所への入院又は退院後の療養であつて、当該療養に係る医師の診断書により議長がやむを得ないと認めるもの

(3) 公務上の災害

(4) 就業制限

(5) その他議長がやむを得ないと認める事由

別表中「第2条」の次に「、第2条の2」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に開かれる本会議及び委員会を欠席した場合について適用する。